

医師または歯科医師が診療所を開設した場合の医療法関係手続き

● 開設届の提出(第6号様式)

開設から10日以内に「診療所開設届」の提出が必要です。

この場合の「開設」とは、「診療開始日」ではなく、診療体制(患者を受け入れられる体制)が整った状態をいいます。保険医療機関の指定手続きの日程などを考慮して、「開設日」を設定してください。

※ 保険医療機関についての問い合わせは

関東信越厚生局神奈川事務所審査課 TEL045-270-2053

開設届提出の際、持参いただく書類

- 1 開設者(院長)の免許証の原本・写し、履歴書
- 2 以下の医療従事者について、免許証の原本・写し、履歴書
医師、歯科医師、助産師、薬剤師
- 3 1、2のうち医師、歯科医師の方の臨床研修修了登録証*
- 4 敷地の平面図
- 5 建物の構造概要・平面図(各室の用途が明示されたもの)
- 6 敷地周囲の見取図(案内図)
- 7 土地・建物の登記簿謄本(自己所有の場合)
- 8 土地・建物の賃貸借契約書(賃貸借の場合)
- 9 建築基準法の建築確認済証か完了検査済証
(自己所有で、開設にあたり新築あるいは大規模改修をした場合)
- 10 麻酔科を標榜する場合は、麻酔科標榜許可証の原本・写し

*医籍登録年月日が平成16年4月1日以降、歯科医籍登録年月日が平成18年4月1日以降の方

● 入院施設を有する場合…構造設備使用許可申請(第19号様式)[手数料22,260円]

開設後、診療開始前に、「構造設備使用許可申請」をし、使用前検査を受ける必要があります。

※ 診療所開設後すぐにエックス線装置を使用する場合には、建物の構造設備使用許可申請と同時に、エックス線装置設置届を提出してください。

● エックス線装置を備える場合(第20号様式)

エックス線装置設置後、10日以内に「エックス線装置設置届」の提出が必要です。

入院施設を有する診療所の場合は構造設備使用許可を要します。

【備考】

- ◆ 申請・届出書類等は2部持参し、1部は控えとして保管してください。
- ◆ 保健所に届け出た内容に変更が生じた場合は、変更から10日以内に「変更届」の提出が必要です。
- ◆ 医療法関係手続きの届出・申請様式は、当所のホームページ又は「e-kanagawa 電子申請」からダウンロードできます。
- ◆ 広告可能な診療科目名については、「医療広告ガイドライン」を御参照ください。

◆ 移転、開設者変更（代替わり等）等による開設の場合は、診療所の廃止及び開設手続きの他、次の指定等に係る手続きも必要となります。

○麻薬診療施設（麻薬施用者が勤務する診療所）の諸手続き

・申請先：平塚保健福祉事務所環境衛生課

○生活保護法等指定医療機関の諸手続き

・申請先：所在地が大磯・二宮の場合は平塚保健福祉事務所生活福祉課
所在地が平塚市の場合は平塚市福祉事務所

○結核指定医療機関の諸手続き

・申請先：平塚保健福祉事務所保健予防課

○被爆者一般疾病医療機関の諸手続き

・申請先：平塚保健福祉事務所保健予防課

※ 手続きの際は、事前にご相談ください。

平塚保健福祉事務所 TEL0463-32-0130

企画調整課：内線 221～3 環境衛生課：内線 241

生活福祉課：内線 253 保健予防課：内線 271